

2017年5月1日

JBSD 商工部会・デトロイト総領事館共催 独禁法セミナーのご案内  
～米国独禁当局の最新動向と企業におけるコンプライアンスの取組～

近年、自動車産業を含む多くの日本企業や邦人幹部が、独禁法違反にて米国当局から摘発されています。高額の罰金刑、自社幹部の起訴のほか、損害賠償請求訴訟等、米国で事業活動を行う上での独禁法に関する潜在的なリスクの大きさや最近の独禁当局の動向も踏まえ、各企業において米国独禁法に関するコンプライアンスの取組が推進されることが重要である中で、会員企業の皆様にとっても関心が高いテーマであるものと思えます。

今般、日本国政府の協力もあり、下記のとおり日米両国の当局によるセミナーを開催することとなりましたので、ご案内申し上げます。

なお、参加費は無料ですが、定員（50名）になり次第締め切らせて頂きますので、お早めにお申し込みください。

（記）

1. 日時

2017年6月21日（水）

午前9時30分受付開始

午前10時～正午まで 2時間

2. 場所

Courtyard Detroit Farmington Hills

33043 Hamilton Court, Farmington Hills, MI 48334

3. 内容

【第1部（45分）】講演言語：日本語

講師：

稲葉僚太氏（在アメリカ合衆国日本国大使館一等書記官、公正取引委員会からの出向）

内容：

- ・米国独禁法制度及び米国当局による法運用の概要
- ・日米の比較
- ・企業におけるコンプライアンス促進のための取組 等

【第2部（45分）】講演言語：英語

講師：Mark Grundvig 氏（司法省反トラスト局刑事第1課課長補）

内容：

- ・米国司法当局による実際の法執行の実例 等

4. 参加費

無料、定員（50名）になり次第締め切らせて頂きます。

5. 申込み方法

6月16日（金）までに [www.jbsd.org](http://www.jbsd.org) から Online にてお申込み下さい。

以上